

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下次条において「<u>上場廃止</u>」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> | <p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止又は<u>日本証券業協会への登録の取消し</u>(以下次条において「<u>上場廃止等</u>」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止又は<u>日本証券業協会への登録の取消し</u>の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> |
| <p>(取扱株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が<u>上場廃止</u>となる場合</p> <p>証券取引法第2条第17項に規定する取引所有価証券市場(以下「<u>取引所有価証券市場</u>」という。)における取扱株券等の売買(以下「<u>取引所取引</u>」という。)に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日</p>  | <p>(取扱株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が<u>上場廃止等</u>となる場合</p> <p>証券取引法第2条第17項に規定する取引所有価証券市場(以下「<u>取引所有価証券市場</u>」という。)又は同法第67条第2項の規定により<u>日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場</u>(以下「<u>店頭売買有価証券市場</u>」という。)における取扱株券等の売買(以下「<u>取引所取引等</u>」という。)に係る最終売買決済日の翌日以</p>   |

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続、整理又は解散の事由により上場廃止となる場合であって、次のイ、ロ又はハに規定するとき

イ (略)

ロ 規程第 12 条第 3 項第 2 号のとき

破産手続開始の決定を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ハ (略)

2 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託の取扱い

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱株券等の預託を受けないものとする。

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第 3 項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第 2 号イ又はロに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 (略)

(届出事務所を通じて行う業務)

第 11 条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第 1 項第 1 号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 60 条の規定により交付する株券 (取引所取引の決済に係る株券のうち、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の所在地の事務所から交付するものを除く。)の受領

降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産、再生手続、更生手続、整理又は解散の事由により上場廃止等となる場合であって、次のイ、ロ又はハに規定するとき

イ (略)

ロ 規程第 12 条第 3 項第 2 号のとき

破産宣告を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ハ (略)

2 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託の取扱い

機構は、取引所取引等に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱株券等の預託を受けないものとする。

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引等に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第 3 項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第 2 号イ又はロに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 (略)

(届出事務所を通じて行う業務)

第 11 条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第 1 項第 1 号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 60 条の規定により交付する株券 (取引所有価証券市場における売買(以下「取引所取引」という。)の決済に係る株券のうち、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の所在

(4)～(6) (略)

(7) 第 96 条第 2 項において準用する第 59 条第 1 項に規定する売買単位未満投資証券交付願及び同条第 4 項に規定する前日交付請求書(売買単位未満投資証券交付請求用)の提出

(8)～(10) (略)

(条件付の預託)

第 24 条 (略)

2 前項の規定は、商号が変更となった株券であつて、証券取引所が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第 31 条 (略)

2 会社は、規程第 42 条第 1 項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しに係る株券の上場日の 2 週間前までに行う。

3 (略)

(預託前株券等の処理)

第 32 条 (略)

2 機構は、入力処理の内容を上場日の前営業日の午前 9 時までに帳票に記載のうえ、当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。

3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、上場日の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。

(不適格な株券)

第 40 条の 2 規程第 62 条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げるもののほか、機構が取引所有価証券市場における受渡物件として不適格と認める株券

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

地の事務所から交付するものを除く。)の受領

(4)～(6) (略)

(新設)

(7)～(9) (略)

(条件付の預託)

第 24 条 (略)

2 前項の規定は、商号が変更となった株券であつて、証券取引所等が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第 31 条 (略)

2 会社は、規程第 42 条第 1 項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しの申込期間が始まる 4 週間前までに行う。

3 (略)

(預託前株券等の処理)

第 32 条 (略)

2 機構は、入力処理の内容を上場日等の前営業日の午前 9 時までに帳票に記載のうえ、当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。

3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、上場日等の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。

(不適格な株券)

第 40 条の 2 規程第 62 条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げるもののほか、機構が取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における受渡物件として不適格と認める株券

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

第 40 条の 4 (略)

2~5 (略)

6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産 手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第 1 項第 2 号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(单元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、单元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合

取引所取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提出期日までの期間

5 (略)

6 单元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と

第 40 条の 4 (略)

2~5 (略)

6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産、民事再生手続、会社更生手続又は整理等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第 1 項第 2 号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(单元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、单元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合

取引所取引又は店頭売買有価証券市場における株券の売買(以下「店頭取引」という。)における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所又は日本証券業協会が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提出期日までの期間

5 (略)

6 单元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引又は店頭取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は

朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

| 読み替える規定     | 読み替えられる字句     | 読み替える字句  |
|-------------|---------------|----------|
| (略)         |               |          |
| 第 42 条第 1 項 | 上場日の 3 営業日前の日 | 上場日の前営業日 |
|             | (略)           | (略)      |
| (削る)        |               |          |

(預託新株予約権付社債券の制限)

第 77 条 規程第 89 条に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、証券取引所が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

(準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等)

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の上場日の 5 営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2~4 (略)

「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

| 読み替える規定     | 読み替えられる字句      | 読み替える字句       |
|-------------|----------------|---------------|
| (略)         |                |               |
| 第 42 条第 1 項 | 上場日等の 3 営業日前の日 | 上場日又は登録日の前営業日 |
|             | (略)            | (略)           |
| 第 44 条      | 上場日等           | 上場日又は登録日      |

(預託新株予約権付社債券の制限)

第 77 条 規程第 89 条に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、証券取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

(準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等)

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の上場日又は登録日の 5 営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2~4 (略)

( 預託票の処理 )

第 79 条 新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社 ( 発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。 ) は、上場日の 3 営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

2 ( 略 )

3 第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日の前営業日」とあるのは「上場日の 2 営業日前の日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。

( 一括預入れの時期 )

第 80 条 規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、上場日の前営業日の午前 9 時から午前 10 時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。

( 単元未満株式の買取請求の取次ぎ )

第 88 条 ( 略 )

2 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、第 87 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等 ( 規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。 ) がある場合

取引所取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の 2 営業日前の日までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提

( 預託票の処理 )

第 79 条 新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社 ( 発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。 ) は、上場日又は登録日の 3 営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

2 ( 略 )

3 第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日等の前営業日」とあるのは「上場日又は登録日の 2 営業日前の日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。

( 一括預入れの時期 )

第 80 条 規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、上場日又は登録日の前営業日の午前 9 時から午前 10 時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。

( 単元未満株式の買取請求の取次ぎ )

第 88 条 ( 略 )

2 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、第 87 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等 ( 規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。 ) がある場合

取引所取引又は店頭取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の 2 営業日前の日までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所又は日本証券業協会が売買を停止する日の 2 営業

出期日の2営業日前の日までの期間

3 第1項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受け入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
|         | (略)       |         |
|         | (削る)      |         |

日前の日から株券提出期日の2営業日前の日までの期間

3 第1項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引又は店頭取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券の上場日等(機構が別に指定する場合は、当該指定日。)までに、元利金支払基金の受け入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句                   | 読み替える字句      |
|---------|-----------------------------|--------------|
|         | (略)                         |              |
| 第41条第1号 | 上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券 | 上場が予定される投資証券 |

|      |
|------|
| (削る) |
| (削る) |
| (削る) |
| (削る) |
| (削る) |
| (削る) |
| (略)  |

(準用規定)

第96条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句   | 読み替える字句                        |
|---------|---|--------------------------------|
| (略)     |   |                                |
| 第54条    | 第26条第1号(第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。) | 第26条第1号(第27条第2項において準用する場合を含む。) |
| (略)     |   |                                |

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

|         |  |                         |
|---------|--|-------------------------|
|         | 上場日又は登録日(追加上場される日又は追加登録される日を含む。以下「上場日等」という。)                 | 上場日                     |
| 第41条第2号 | 上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券<br>上場日等                          | 上場が予定されている投資証券<br>上場日   |
| 第41条第3号 | 上場され又は日本証券業協会に登録されている株券<br>上場日等                              | 上場されている投資証券<br>追加上場される日 |
| 第42条    | 上場日等   | 上場日又は追加上場される日           |
| 第43条    | 証券取引所への上場が中止され(既に日本証券業協会に登録されている場合を除く。)又は日本証券業協会への登録が中止された場合 | 証券取引所への上場が中止された場合       |
| 第44条    | 上場日等   | 上場日又は追加上場される日           |
| (略)     |  |                         |

(準用規定)

第96条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句   | 読み替える字句       |
|---------|---|---------------|
| (略)     |   |               |
| 第54条    | 株券提出期日又は商法第374条ノ7第1項(同法第374条ノ31第3項において準用する場合を含む。)の規定により会社が定める一定の日とする。 | 投資証券の提出期日とする。 |
| (略)     |   |               |

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)



第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第 224 条ノ 3 第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 25 条において準用する商法第 224 条ノ 3 第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
|         | (略)       |         |
|         | (削る)      |         |
|         | (削る)      |         |
|         | (削る)      |         |
|         | (削る)      |         |
|         | (削る)      |         |
|         | (削る)      |         |
|         | (略)       |         |

(準用規定)

第 98 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により

第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第 224 条ノ 3 第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 25 条において準用する商法第 224 条ノ 3 第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

| 読み替える規定     | 読み替えられる字句  | 読み替える字句           |
|-------------|--|-------------------|
|             | (略)  |                   |
| 第 41 条第 1 号 | 上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券                                  | 上場が予定される優先出資証券    |
|             | 上場日又は登録日(追加上場される日又は追加登録される日を含む。以下「上場日等」という。)                 | 上場日               |
| 第 41 条第 2 号 | 上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券                                  | 上場が予定される優先出資証券    |
|             | 上場日等   | 上場日               |
| 第 41 条第 3 号 | 上場され又は日本証券業協会に登録されている株券                                      | 上場されている優先出資証券     |
|             | 上場日等   | 追加上場される日          |
| 第 42 条      | 上場日等   | 上場日又は追加上場される日     |
| 第 43 条      | 証券取引所への上場が中止され(既に日本証券業協会に登録されている場合を除く。)又は日本証券業協会への登録が中止された場合 | 証券取引所への上場が中止された場合 |
| 第 44 条      | 上場日等   | 上場日又は追加上場される日     |
|             | (略)  |                   |

(準用規定)

第 98 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により

準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる<br>字句   | 読み替える字句                                |
|---------|---|--|
| (略)     |   |  |
| 第 54 条  | 第 26 条第 1 号(第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。) | 第 26 条第 1 号(第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。) |
| (略)     |   |  |

#### 附 則

- 1 この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定（「上場廃止等」を「上場廃止」に改める部分を除く。）及び第 40 条の 4 第 6 項の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 12 月 31 日までにされた破産の申立てにより平成 17 年 1 月 1 日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる<br>字句   | 読み替える字句         |
|---------|---|-----------------|
| (略)     |   |                 |
| 第 54 条  | 株券提出期日又は商法第 374 条ノ 7 第 1 項(同法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により会社が定める一定の日とする。 | 優先出資証券の提出期日とする。 |
| (略)     |   |                 |